

お知らせ

資料提供

三次記者クラブ

平成28年 9月28日

『河川協力団体』を募集します

～河川における民間団体への活動支援制度～

平成25年7月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援する制度です。河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

三次河川国道事務所及び土師ダム管理所が管理する江の川（広島県内）・馬洗川・西城川・神野瀬川・灰塚ダム・土師ダムの国管理区間において、「河川協力団体」を平成28年9月30日（金）から募集します。

【概要】

1. 募集期間

平成28年9月30日（金）～平成28年11月30日（水）

2. 募集要領等

募集要領、申請書等の関係書類は、三次河川国道事務所ホームページから入手出来ます。

（アドレス）<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/bosyu/index.html>

3. 昨年度、江の川水系で初の河川協力団体として「土師ダム桜守プロジェクト」が指定されました。活動状況は別紙のとおりです。

また、中国地方整備局河川協力団体の一覧は、以下のアドレスに掲載されています。

（アドレス）

<http://www1.cgr.mlit.go.jp/chisei/cginfo/syokai/busyo/kasen/kasenkyouryoku.htm>

- 河川協力団体の制度、申請方法等について、ご不明な場合は下記へお問い合わせ下さい。

● 問い合わせ先 国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（河川） 田村 実

【担当課長】 占用調整課長 平田 勝

【広報担当】 調査設計課長 砂堀 松男

広島県三次市十日市西 6-2-1

TEL：(0824) 63 - 4121（代表）

あなたの手で桜を守りませんか

さくらもり

—第20回 桜守プロジェクト—

ボランティア
参加者募集

Go for the Future ~未来への道標~

枝木の切除・集積など桜の手入れをします。



■ 日時

平成28年3月6日(日) 9時から15時

雨天の場合は、3月13日(日)9時に変更します

■ 集合場所

はじ丸館駐車場付近 (受付 8:30~9:00)

■ 活動場所

はじ丸館付近~サイクリングロード 終点

■ 参加できる人

土師ダムの桜に関心のある方ならどなたでも参加できます。
軽作業が多く参加しやすい内容です。(事前申込不要)

■ 作業の内容

- ・ 桜の枝木の集積
- ・ 桜の木の間伐および周辺の下刈り
- ・ テングス病にかかっている枝の切除

■ その他

- ・ 当日作業で使用する道具は、草刈機、チェーンソー、鎌、ノコギリ等です。当日貸し出せる道具に限りがありますので、持参出来る方はご協力をお願い致します。
混合油等は、こちらで準備いたします。
- ・ 昼食には、むすびと汁物を無料で用意しています。
- ・ 当日は、作業のできる服装でおいでください。
- ・ 終了後に、希望される方は伐採木・花芽の持ち帰りが可能です。(数に限りがあります。)



■主催 桜守プロジェクト
■後援 安芸高田市
■協賛 国土交通省 土師ダム管理所
■問い合わせ先
 桜守プロジェクト事務局
 (財団法人八千代開発公社)
 TEL 0826-52-2811



集積



施肥

第20回桜守プロジェクトのご参加よろしくお願ひします！！

河川協力団体募集要項

(三次河川国道事務所・土師ダム管理所)

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
 - ・八千代湖(土師ダム)周辺の樹木管理
- ② 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川敷内の外来植物(水生植物を含む)の分布調査
 - ・ワンドの経過観察
- ③ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川の安全利用講習
 - ・環境学習(水生生物調査・植物調査)の支援

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・江の川 島根県境から土師ダムまでの国管理区間
- ・馬洗川 江の川合流点から5.8kmの国管理区間
- ・西城川 馬洗川合流点から1.3kmの国管理区間
- ・神野瀬川 江の川合流点から5.5kmの国管理区間
- ・灰塚ダム 国管理区間
- ・土師ダム 国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。（様式第1号）

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間（当該年度を含む）の活動実績報告書
(参考様式一報告)
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（参考様式一計画）
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類
(参考様式一誓約書)
- キ 直近5年間で団体名の変更があった場合は、名称変更以前からの経緯、継続性が確認出来る資料（該当の場合に限る）

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成28年9月30日から平成28年11月30日まで

6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒728-0011

広島県三次市十日市西6丁目2番1号

中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課

TEL (0824) 63-4121

Eメール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

〒731-0301

広島県安芸高田市八千代町土師369-24

中国地方整備局 土師ダム管理所 管理係

TEL (0826) 52-2455

Eメール haji@cgr.mlit.go.jp

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する中国地方整備局の事務所又は管理所（以下「事務所」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所に提出してください。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、三次河川国道事務所に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
 - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
 - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間（当該年度を含む）において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
 - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
 - (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川

協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、三次河川国道事務所長又は土師ダム管理所長(以下、「事務所長」という)に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。(参考様式一計画)
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。(河川法第58条の10第1項に基づく報告書)
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。(河川法第58条の10第1項に基づく報告書)
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所長に対して報告してください。(河川法第58条の10第1項に基づく報告書)
- (6) 河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ事務所長に届け出てください。(名称等変更届出書)

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

2 問

11 問い合わせ先

三次河川国道事務所 占用調整課
TEL (0824) 63-4121 FAX (0824) 63-3132
Eメール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

(様式第 1 号)

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)
中国地方整備局長 殿

(申請者)
住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名 ㊟

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書 【参考様式—報告】
- 3 活動実施計画書 【参考様式—計画】
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 5 号の要件を満たすことを証する書類
【任意様式—申請時点において、法人等の設立後 5 年以上が経過していることを確認できる書類】
- 7 河川協力団体指定準則第 3 第 6 号から第 10 号の要件を満たすことを誓約できる書類【参考様式—誓約書】

直近おおむね 5 年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成 ____年 ____月 ____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成／昭和 ____年 ____月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成／昭和 ____年 ____月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上。

指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成 ____年 ____月 ____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

(参考様式一誓約書)

河川協力団体の申請資格に係る誓約書

(申請先)

中国地方整備局長 殿

私、○○○○○○○○○○は下記について相違ないことを誓約します。

- ① 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- ③ 直近1年間の税の滞納はしていません。
- ④ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。
- ⑤ 私、○○○○○○○○○○は河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。

(申請者)

住所 ○○○○○○○○○○

事務所の所在地 ○○○○○○○○○○

法人等の名称 ○○○○○○○○○○

代表者氏名 ○○ ○○ ㊟

【※氏名は自筆】

河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書

平成 年 月 日

殿

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

河川法第58条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
報告事項	<input type="checkbox"/> 活動内容の報告 <input type="checkbox"/> 活動実施計画書の変更 <input type="checkbox"/> 河川協力団体の代表者の変更 <input type="checkbox"/> 河川協力団体の解散 <input type="checkbox"/> その他 ※該当する□に、レ印を記入	
報告内容		
変更内容	変更前	
	変更後	

名称等変更届出書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊦

河川法第58条の8第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※該当する□に、レ印を記入
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

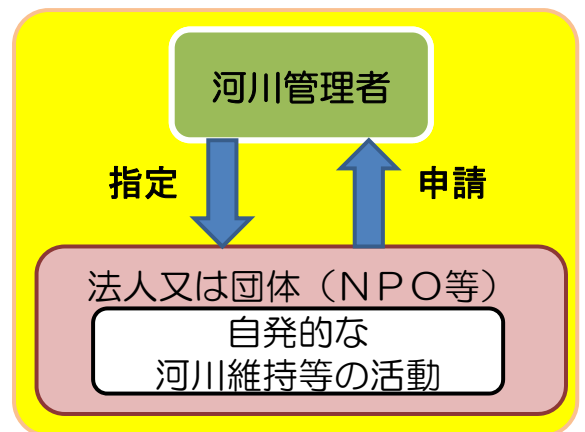
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8（河川協力団体の指定）
第58条の9（河川協力団体の業務）
第58条の10（監督等）
第58条の11（情報の提供等）
第58条の12（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

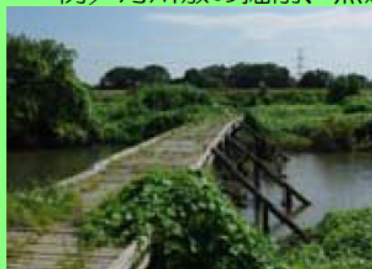
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良